

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ
之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委
員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ
委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高
等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

第五條 農林大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部ヲ置キ其ノ
所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得
第六條 委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會
ノ決議ト爲スコトヲ得、
第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第八條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ
農林大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
米穀統制委員會官制ハ之ヲ廢止ス

食糧管理法施行令中改正の件公布

第三回中央協力會議に於ける厚生大臣 演説要旨

食糧管理法施行令中改正の件は昭和十七年十月十九

日附官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ
同法施行規則も同日附官報を以て同趣旨の一部改正を
見た。

食糧管理法施行令中改正ノ件

(昭和十七年十月十五日)
(勅令第六百八十五號)

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第二十四條中「小麦粉」ヲ「米粉及小麦粉」ニ改ム

第二十五條中「昭和十七年十月三十一日」ヲ「昭和十八
年十月三十一日」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

昭和十七年(六月二十日公布)勅令第五百九十二號食糧管理
法施行令抄錄

第二十四條 小麥粉ハ昭和十八年十月三十一日迄ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ
非ザレバ之ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スル
コトヲ得ス但シ船用品、郵便物其ノ他命令ヲ以テ
定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に
蔓延の徵が著しい結核を徹底的に豫防撲滅することが
第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核
患者發生の状況を見ますと、歐米と異り特に青壯年
層に多發する特徵があるのであります。青壯年層の死
亡統計を検討して見ますと其の死亡原因の大半は結核
であります。兵力としても勞力としても最も権要なる
は青壯年層であることに鑑みましても、結核に依る國
家の損耗は實に甚大なりと言はねばならぬのでありま
して結核撲滅は、まことに國家緊急の要務であり、皇
國民の降替に關する重大事であると申さねばならぬの